

令和6年9月4日
下田地区消防組合

職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

令和6年9月4日付で、次のとおり職員の懲戒処分を行ったのでお知らせします。
今後、このような非違行為が発生しないよう、職員に対する指導・教育を徹底し、規律の確保に努めてまいります。

処分対象者及び 処分内容	西伊豆消防署 50代 消防司令 戒告
事件の概要	令和6年7月までの間、複数回に渡り、勤務時間中に公用車内で喫煙をしたもの。
処分事由	地方公務員法第29条第1項各号に該当するため。(全体の奉仕者たるにふさわしくない行為等)
上記処分に対する 管理監督責任	西伊豆消防署 50代 消防司令長 口頭注意

本件についての問合せ先
下田消防本部 総務課
電話 0558-22-1829